

令和3年第6回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年8月2日（月）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 中委員会室
3. 議 題 公文書管理の検討について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・影山 廣輔 副委員長
岩田 典之 委員・石井 恵子 委員
田中 和八 委員・平田 新子 委員
広沢 修司 委員
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井 治 夫
主 査 今井 好 美
主 事 小原 陽 子

会 議 の 経 過

開会 午後1時30分

○石井事務局長 皆様、本日は大変ご苦勞様でございます。

会議に先立ちまして、伊藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 挨拶

○石井事務局長 委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議題はお手元に配付の日程表のとおりでございます。これより日程に入ります。公文書管理の検討についてを議題といたします。

先日、6月25日に、資料「公文書管理についての検討経過」と、令和3年第3回総務企画常任委員会会議録をお配りし、改選前の委員からの申し送り事項について確認したところです。そこで、公文書管理にかかわる勉強会の開催の可否について、皆様に問いましたところ、執行部を招いた勉強会の開催を希望する声を多くいただいております。つきましては、勉強会を開催することについて、ご意見を伺いたいと思います。

配った資料の中に、お尋ねした部分の集計表が載っております。何かご意見がございましたらよろしくをお願いいたします。

○平田委員 今、この経過の中にファイリングシステムが出てきたということがあります。これから先私たちはメールの文書、タブレットを使った文書の取り扱いとか、いわゆるペーパーじゃないものも出てくるわけですので、やはり一度確認しておく必要があるなと思うので、その辺のところをきちっと、資料はどういう管理をしているか、議会として、議員としてどういう管理をしていくかというのを認識しておいた方がいいかなと思うのですけれども、それは総務に限らずに、全員の皆さんで共有してお勉強会を開くのが良いのではないかなと思います。

以上です。

○岩田委員 これ、公文書管理条例ですから、まずは開催の可否についての中で一人意見があったように、申し送りの確認をしておいた方がいいと思うのですけれども、これは平成26年、今から7年前に陳情が出されて、特別委員会で採択がされ、本会議で可決されたということで、それから7年間色々変わっていったりするのですけれども、前の総務企画常任委員会、このことについて2年間どうするかということ色々議論をして、改選後と言いますか、今年度から新しい総務企画常任委員会が申し送りを引き継ぐということで、その申し送りの確認をまずしておいた方がいいですし、前の委員長さんもいらっしゃいますので、その辺、前委員長から今の伊藤委員長へは引継ぎはされたのですか。

○伊藤委員長 特に直接申し送りということはございませんので、議事録で確認させていただいてお

ります。

○岩田委員 今日はこのことについて、要は勉強会というか、執行部から誰か職員を呼んで、勉強会をするかどうかという話合いなのですか。何の話合いですか、今日は。

○伊藤委員長 今日は、勉強会を開催するかどうかについての決定をこの委員会ですたいと思っております。

○岩田委員 その一点ですね。であるならば、平成26年と7年間経って、陳情採択したときと状況が違うのですね。公文書管理条例、これは作るのは大変ですし、当時は執行部側のほうから作らないと。もし作るのであれば、議員発議ということで、それをどうするかということに多分なっていたのではないかなと、間違っていたらごめんなさい、記憶しているのですけれども、その後ファイリングシステムが導入されて、7年前と今と、条例を作ることによってどう変わるのか。ファイリングシステムって私よく知らないですから、その当時私は議員ではなかったもので、ファイリングシステムとはどういうことであって、公文書管理条例を作ることによって、現状とどのように変わるのか。条例化について、あれから7年経っていますから、どのように考えた、つまり、条例を作ることによって、例えば職員が変わっても、状況が変わっても、条例があることによってしっかりそれを管理するという義務が生じるわけですけれども、その辺のことをまずはしっかりと勉強してから、それから公文書管理条例について、議会ではどう取り扱うかというのを検討したほうが良いと思いますので、まずは私は勉強会を開いたほうが良いと思います。

○伊藤委員長 勉強会を開催した中で、思い立った質疑はできるような形にしたいと思しますので、それでよろしいでしょうか。

他にご意見は。

○平田委員 さっきの補足ですけれども、私は開催するかしないかを今日決めるのだらうと思って、一応開催の意見が多かったので、方向としては開催かなと思っていたのです。そのうえで、さっき申し上げた意見は、前年度までの総務の方たちの議事録の最後から2番目のページに、上から2番目の岩田委員の発言に、「今の総務常任委員会なのか、全員なのか、次の総務常任委員会なのかわかりませんけれど」と書いてあったので、その部分で、どうせやるのだったら全員でやったほうが良いという意見を出したところです。

○伊藤委員長 勉強会については、総務企画常任委員会で開催しますが、その案内を議長を通して全員に配布していただきたいと考えておりますので、議長、今いらっしゃいますので、その辺は大丈夫でしょうか。

○岩田委員 それは委員会で決めることですから、委員会で開催するという決定をして、他の議員にご参加どうぞというのは全然問題ないので、それは委員長からでもいいし、もちろん議長からでもいいのですけれども、局長、委員長からでもできますものね、大丈夫ですよ。

○伊藤委員長 他にご意見は。

○影山副委員長 特に問題ないと思います。

○石井委員 勉強会を開催するのは問題ないのですが、何のための勉強会をやるかなんです。今、岩田委員と平田委員がおっしゃったのは若干違いがあるのです。公文書管理条例を制定すべきという陳情が7年前に上がって、それはどうして上がったのかというところから勉強しなくてはいけないと思います。これから必要だから出そうということではなくて、当時、陳情があって、その市民の意見に応えようということで議会がまとまった話なのです。なので、これからいろんなことがあるから必要だろうということだと、焦点がぶれます。何のために公文書管理条例を制定する文書が可決されたのかというところから勉強に入らないといけないと思います。なので、そこらへんの委員長采配なのですけれども、お願いしたいと思います。

○田中委員 私も、確か平成29年にファイリングシステム、新庁舎完成と同時に導入をして、当時ファイリングシステムの勉強もちょっと、現場というか現地に行って、庁舎内ですけれども勉強したことがあったなと記憶をしております。ただ、そこの中で、メンバーが代わってきておりますので、開催については、皆さんがそういうお考えであれば、同調をさせていただきたいと思っております。ただ、先ほどから出ているように、ある議員さんが検討事項として残しておいてくれて、新しいメンバーになって、引き続いて別の委員さんがこの問題を検討事項として残していたと。ただ、時代背景もありますので、ここには公文書管理についてですけれども、管理条例についてという考え方で行くと、一度は説明を受けておいた方が良いのかなと思います。

○広沢委員 私も、この勉強会の目的については、理解が足りないのかもしれないのですが、あいまいだなというふうに感じていまして、7年前に採択をされたものが、今私たちがそれを引き継いでやるべきことなのかどうかということをはかるための勉強会というような認識でいるのですけれども、それが目的であれば、私は引き継ぐ必要はないというふうに思っていますので、それが目的であれば、自由参加でもいいかなというくらいの感覚ではあります。ただ、勉強会を開いて、個人的にも勉強になりますし、議員の資質を上げるという点においては、陳情のときとは今は状況も違いますが、そういうものを含めた勉強会という意味であれば、賛成をいたします。

○伊藤委員長 みなさんからご意見をお伺いしました。今回の勉強会については現状の、ファイリングシステムが3年くらい前に入って、それがもう大分運用されて、慣れてきているころだろうし、その状況を把握する勉強会ということによろしいでしょうか。

それでは、その勉強会を開催するという事で決定したいと思います。

それでは、勉強会の開催日程について調整したいと思います。

…日程調整…

○伊藤委員長 23日月曜日、午後1時30分から勉強会、勉強会終了後に委員会開催ということで決定させていただきます。本日の議題はこれで終わるのですが、委員の皆様は何かございますでしょうか。

○平田委員 この勉強会についての資料は請求しなくても、執行部のほうでそろえてくださるということでもよろしいのですか。

○伊藤委員長 今の予定ではそのように考えているのですけれども、何か特段ほしい資料とかございましたら、言っていただければ用意できるものはしたいと思います。

○平田委員 公文書管理についての検討経過というのがあるのですけれども、そのの要所要所の内容がわかる、例えばファイリングシステムというものの内容がわかるとか、陳情があった時にどういう意見でそれがどうなったかというのが簡単にわかるというような、そういうものがあつたほうが良いかなと思ったりするのですが。

○石井事務局長 資料は独自に作ってくれると思っておりますが、そこまでのものは出てこないと思います。

○平田委員 議員だった時期と議員でなかった時期で認識の差があつたりするようところが埋められたら、共通認識になってスタートが一緒になるのかなと。

○岩田委員 特別委員会は5時間やったのです。なので、それペーパーで出すの大変だから、図書室に会議録ありますから、もしそれを読みこなすのであれば、5時間どういう話し合いをして、それから本会議でもかなりの時間を割いて、討論とか質疑とかやっているのです。それを全部事務局がそろえるの大変だから、もし必要であれば図書室でご覧になればいいかなと思いますけれども。

○平田委員 全部くださいという意味ではなく、概要がわかるようなプロセスとして、白井市議会がどういう認識できたのかとわかればいいのです。概要全部と要求しているわけではありません。

○岩田委員 本会議のほうだけでも25ページあるのです。特別委員会は5時間やっていますから、かなりの分厚い資料なのです。それを、要約を誰がやるのかというと、大変ですよ、大丈夫ですか。

○伊藤委員長 ちょっといいですか。今回の勉強会は、現状がどうであるかということをご皆さんで確認していただいて、その当時のことは各議員で勉強していただいて、現状と違う部分は議員各人が調べていただくということをお願いしたいのですが。私も議事録読ませていただいたのですけれども、全部読んでると途中でわからなくなってしまうので、ちょっと大変だったなという思いがございますので、きっと認識が各人違ってしまおうと思うのです。あれ全部を読み込むと収集が付かなくなってしまうと思うので、今回の勉強会はあくまでも現状、どういうふうに文書を作ってどういうふうに管理してるのだということをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○平田委員 陳情が出たときのことから見ていかないといけないとさっきご意見が出たのですけれども、そこは外して現状に特化して勉強していくということでもよろしいですね。

○伊藤委員長 勉強会はそういうふうにしますので、7年前からの部分については各人で資料を読み返すなり何なりで、どういった経緯でこういうふうに来ているのだなというのだけ目を通していただくということでもよろしいですか。

○石井委員 今回の勉強会は現在の執行部が文書管理をこんなふうにしておりますということの勉強

会です。それはそれでいいのですけれども、この総務常任委員会で手掛けていかなければいけないのは、公文書管理条例を求める陳情が可決されたので、それをどうするかというのをやっていかなければいけないので、根本は平成26年の陳情が可決された、このことが土台にあるわけです。それを踏まえた上で、当然この中でも各々が勉強することというのが何回も出ているのです。年によってはね。今は制定するときではないから、議員が勉強しておくことというような時があったと思うのです。それを踏まえての常任委員会なわけですから、今回、勉強会を受けて、現状うちの市はこんなふうに文書管理しているのだなということが分かった上で、今後私たちが必要かどうかということではなく、市民が要望していた公文書管理条例の制定を求められたという、その土台に戻って考えていくということでもいいのですか。今後の我々の観点ではないですよ。

○伊藤委員長 もう7年前で、それを今後ずっと引きずっていくのかというと、そうではないと思うのです。ですから、今回勉強会を開いて、現状を把握していただいて、その後の委員会で、今後は必要なのか、必要じゃないのかという判断をしていかなければいけない時期ではないかと私は考えているのですけれども、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○平田委員 今日のレジュメのタイトル、議題が「公文書管理の検討について」ということで、公文書管理条例の検討ではないので、まず勉強会は公文書管理の現状についてということに留まって、その後総務で話し合いをするとかいうときに、やっぱりこれは条例を作る必要があるよねとか、そういう動きというのは勉強会と切り離して考えていいということですよ。

○伊藤委員長 切り離すということではなくて、勉強会を踏まえてどうなのかなという検討をこの委員会でしたいというふうに考えております。

○広沢委員 勉強会をやって、7年前の陳情は7年前の陳情として、その時の委員のことだと思っているのですけれども、新たに勉強をして、この委員会の中で公文書管理条例が必要だと思った場合には、議員で作っていくということなのか、執行部が作るということなのかということからスタートして、新しくまた始める、そうなり得るということ、7年前のとはまた切り離して考えていいということなのですか。

○伊藤委員長 委員会としては全く切り離すということではなく、7年前にこういうこともあったという事実は事実で捉えておかないといけないと思うのです。それを踏まえてそれをずっと引っ張るのではなくて、新たに影響がこうであるので、今後どうするのかということ、7年前はこうだったけれども、今はもう違うのじゃないのという意見であれば、そういうふうな形で進んでいきますし、勉強会をした後の委員会の中で、7年前の事実は事実として一応ありますので、これを消してしまうわけにはいかないのです、それはそれとしてありますけれども、今勉強して、今後はどうなのという部分を委員会でやっていきたいなというふうに思っております。

○広沢委員 例えば陳情とかで、請願も含めて、通った場合には陳情者なり請願者なりに、その後こうなりましたという報告をしようということになっていると思うんです。今回の場合は、今の委員長

のご説明だとそこがちょっとわからなかったのですが、繋がっているということは、新たに作ったとしたら、その7年前の陳情者にこういうことになりましたよという報告をするというような繋がり方ということなのでしょうか。

要は条例を作ったいきさつとして、そこが入っているものなのか。

○石井事務局長 請願陳情の審議結果という部分では、26年に陳情を出されて、委員会、そして本会議での議決結果につきましては、採択という形で報告はしておりますが、その後の結果の報告というのは現状では行っておりません。

○伊藤委員長 今後何か進展があった時に報告する義務ってあるのですか。

○石井事務局長 請願陳情、採択という形になりますと、関係機関、通常市のほうなどに、その後の経過について報告を求めることができるのが請願でございます。陳情については、その様なものはルール上はないところであります。

従いまして、今の段階では、執行部のほうに問合せて報告を求めるというのは適用にはなっていないところであります。

○田中委員 26年に、国か何かに公文書の件で不手際があって、そういうことは白井市はないのかということで陳情が来たのかなと思っています。当時は当然ファイリングシステムというものはなかったもので、その申入れの3年後4年後のファイリングシステムというのができたということで、陳情者が言っていた、例えばこういう公文書出してくれ、それを出せるようにファイリングシステムでできるようになっていますと。そういうことであれば、今回の継続審査にしておいて下さいという項目を活かしていくのか、そこでもう一回終わらせるのかという形も含めた勉強会ということでもよろしいですよ。

○伊藤委員長 私としてはそういうふうには考えています。

○影山副委員長 条例化をする意味、する場合としない場合の違いというものをちょっと考えなければいけないところです。条例化するということは、ただ単に市役所の内々の内規とか、内々の話で終わらせるだけでなく、広く市民に対してこれこれこういう文書管理の仕方をしますよという、広く約束するような部分もありますから、その必要性も含めてしっかり審議していった方がよろしいのかなという気はいたします。

○広沢委員 私がさっき細かいことを質問したのですけれども、質問した理由というのは、例えば委員会で陳情が通った時に、意見書なんかを出すときには、陳情に賛成した人たちが改めて書き直してまとめて作ったりするような流れでやっていますよね。今回は公文書管理の採択をされたけれども、賛成した委員でそれを何らかの形にしたわけではないものを、メンバーが代わってもずっと引き継いでいくということが先例になってしまうというか、そういう仕組みで進めていっていいのかというのが疑問に思ったので、質問をしました。

○伊藤委員長 ですから、今回の勉強会の後にもう一度委員会を開催して、そこで判断したいという

ふうに考えています。

○広沢委員 過去にそういうのがあったけれども、例えば条例を作りますかというときに、その根っこが陳情から始まっているというふうにするのか、そうではなく新たにここの委員で作る必要性が出たから作りましょうということになったのかというのははっきりとさせておいた方が良いのではないかと思います。

○石井委員 おっしゃるとおりなのです。6年も7年も何で引きずっているのかという話なのです、要するに。あの時何とかしておけばよかったじゃないかという話なのです。でも、これはずっと引きずって、今回も新しい改選でメンバーが代わったにも関わらず、議員さんの中からこれは作ってくれという議員さんが一人いたのです。その一人の議員さんの意見を取り上げて、ここまで来ちゃったわけです。だから、7年前に戻っちゃってるわけです。だからここは無視できないという話なんですよ。

○伊藤委員長 7年前の件は先ほど、事実としてあるのは事実なのです。ですけども、もう7年も経って新たに勉強会を開いて、委員会でそれなりの結論が出れば、その結論を活かすというふうに私は考えていますけれども。

○平田委員 初歩的な質問をしていいでしょうか。陳情で採決されたもの、決定されているのにできなくて、ずっと放っておいて、ある一人の議員さんが要望書を令和1年7月に出されて、それでその後総務が検討するようになっていきますけれども、それも出されなければ、うやむやになって皆に忘れ去られて、採択された結論が何にも形にならないで終わっても、全然法的にも何にも問題なくそれでよかったのですか。

○伊藤委員長 陳情を議会から執行部側に、こういうものが採択されましたという文書は渡っていると思いますので、その段階で一応の義務は終わっているというふうに私は考えていますけれども。

○岩田委員 ここにあるように、平成30年に勉強会をしているわけです。7年前とはいえ、結論が出ていないのです。ですから市民から出された陳情、これはその時は7年前ですけども、もっともだ、条例化すべきだということで採択されたのですけれども、この7年間で状況とかが変わっていると。だから改めて担当課から、公文書は今はどういう取扱いをして、ファイリングシステムが私分からないですから、それは見なければいけないのか、説明聞いただけでわかるのか、それはわかりませんが、一定の結論を出して、例えば条例が必要だと仮に決定した場合には、議長から市長に対して条例を作ってほしいと申入れをして、市長がそれはできないというのなら改めて議会で議員発議をするか、無理ならもうやめようというかわかりませんが、やはり結論を、7年前はああだったけれども、もう現在はしっかり公文書は管理して、何か市民から資料請求があれば、必要なものはすぐに出せるとか、しっかりと話を聞いて、条例化が必要なのか、あるいは現段階ではちゃんと管理してやっているからそれはもういらぬのか、いったん結論を出したほうが良いと思うのです。そのための委員会だと思いますけれども。

○石井委員 7年前に特別委員会で採択されて、本会議でも採択されて、その後議会として市長のほ

うに採択しましたからねという報告はしてあるのです。市長から現状採択されたのはわかっているのだけれども、条例を作る必要がないと考えるし、作ることができないという返事ももらっちゃっているわけです。だから、じゃあ議会のほうでやらなくてはいけないねという話になってしまっているのです。結論はそこについているのです、既に。議会のほうで条例を作るには勉強しなくてはいけないねという話で、宇賀先生による研修会をやったり、なんだかんだと動いてはいるのです。ただ、自分たちで条例を作ることができないままでここまで来てしまっているのです。改選によって人も変わっちゃったので、陳情がないがしろにされたわけではなくて、陳情はちゃんと採択されました、採択されたことを陳情者に報告もしました、議長から市長に市民の声なのでしっかりと条例作ってねと言いました。でも市長のほうは今市には必要ないと思います、条例はできませんというふうになっちゃったのです。だから議会のほうで、こっちで作らなくてはいけないですよ、って勉強会までやったのですけれど、ここまで来ているという認識でいたのです。何もひっくり返すことはないなと私は思っていたのです。でもやっぱり議員さんの中には、延々とそれを引き継いでおっしゃる方がいらっちゃったのでここまで来たのだなというふうに思っているのですけれど。

○岩田委員 私の記憶が間違いだったら申し訳ないのですが、確かその時執行部は、2、3年後にファイリングシステムを導入するから、それできちんとやるからということで、すぐに条例化はしないと言ったと思うのです。なので、私はファイリングシステムがどういうもので、今実際ちゃんと管理されているのであれば、一定の結論を出したいの。でなければ、7年前に結論を出したものを引きずる必要はないですし、あるいは条例を作るとその時に決まったのかどうかは私はいまいなのですけれども、議会で条例を作るって決まったのでしたっけ。決まったら作らなきゃいけないけれども。

○伊藤委員長 そういった色々なもろもろございますので、勉強会では現状をしっかりと把握して、その後の委員会でその問題については一応の執行部側は作らないというようなご意見というか回答が来ているということなので、議会でどうするかという結論を委員会で出したいと考えておりますが。よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。確認ですけれども、8月23日午後1時30分から勉強会を開催し、開催後委員会を開催するというところでよろしくお願いいたします。

以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

閉会 午後2時09分